

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から48年9月まで
② 昭和51年10月から55年3月まで
③ 昭和61年7月から同年9月まで

国民年金の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料についても区役所の窓口で納付した。そこで細長い領収書をもらったが紛失した。A市に転居後は、市役所の窓口で納付した。

第3 委員会の判断の理由

③の申立期間については、3か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人は、当該期間の前後において生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、当該期間が未納とされていることは不自然である。

一方、①及び②の申立期間については、申立人は、当該期間について、国民年金保険料を区役所や市役所の窓口で現金で納付したと主張しているが、納付場所、納付金額についての記憶が曖昧である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年2月まで
② 昭和45年12月から46年2月まで

申立期間のうち、昭和44年12月から45年2月までの期間は資格喪失とされ国民年金保険料を還付済みとされているが、還付を受けた覚えが無いので納付済期間と認めてほしい。

また、昭和45年12月から46年2月までの期間の国民年金保険料が還付済みとされているが、還付を受けた覚えが無いので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間については、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和44年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、未加入期間であることから当該期間の国民年金保険料を還付されていることが確認できるものの、申立人が43年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、当該期間の国民年金保険料を納付していることが記録から確認できる上、44年12月1日に資格喪失する理由が見当たらないなど、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

一方、②の申立期間については、当該期間の国民年金保険料は、昭和45年12月1日の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格喪失による還付手続が行われたことが、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿に還付金額及び還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不自然な点は見られない上、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から45年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

申立期間の年金記録は未納とされているが、当時、私は、A 市に居住し、妻と一緒に国民年金保険料免除申請の手続を毎年行っていたので、当該期間は申請免除であるはずである。

また、夫婦で年金記録が異なっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 9 月 26 日、勤務中に負傷したことから働くことが困難となった上、申立人の妻は申立人の介護をするため働けず、国民年金保険料を納付することができなかつたので、申立期間は保険料の免除申請を行っていたと主張しているが、申立人が 43 年 2 月から現在に至るまで傷病補償年金を受給していることが確認でき、その傷病の状況からすると、申立期間の前後を通じて申立人夫妻の生活状況に大きな変化があったとは考え難く、申立期間当時、保険料を納付することができず免除申請を行っていたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、昭和 41 年 1 月以降 30 年以上にわたり、漏れなく国民年金保険料の免除申請を行い承認されており、申立期間のみ免除の申請が行われず未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

申立期間の年金記録は未納とされているが、当時、私は、A 市に居住し、夫と一緒に国民年金保険料免除申請の手続を毎年行っていたので、当該期間は申請免除であるはずである。

また、夫婦で年金記録が異なっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 39 年 9 月 26 日、勤務中に負傷したことから働くことが困難となった上、申立人自身は夫の介護をするため働けず、国民年金保険料を納付することができなかつたので、申立期間は夫と一緒に保険料の免除申請を行っていたと主張しているが、申立人の夫が 43 年 2 月から現在に至るまで傷病補償年金を受給していることが確認でき、その傷病の状況からすると、申立期間の前後を通じて申立人夫妻の生活状況に大きな変化があったとは考え難く、申立期間当時、保険料を納付することができず免除申請を行っていたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、昭和 41 年 1 月以降 30 年以上にわたり、漏れなく国民年金保険料の免除申請を行い承認されており、申立期間のみ免除の申請が行われず未納とされている上、申立人の夫は、申立期間のうち、43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間は申請免除とされており、申請免除期間が夫婦で異なっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

平成4年9月に国民年金に加入し、数箇月ごとに国民年金保険料を納付していた。平成6年3月までは県外に住んでおり、大学の近くのA区役所出張所で、また、同年4月からは隣県のB市に転居し、C区役所で定期的に納付していた。

平成6年1月から3月までの国民年金保険料についても納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、20歳になったときに自らの意思で国民年金に加入しているとともに、その後7回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることが社会保険庁の記録により確認できるなど、申立人の国民年金制度に対する理解及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に納付していたとする国民年金保険料は、申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から44年3月までの期間及び63年9月から平成元年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から44年3月まで
② 昭和63年9月から平成元年9月まで

国民年金保険料の納付については元妻に任せており、元妻がA市の集金担当者に納付していた。当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和40年7月に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年10月7日ごろに払い出されていたことが推認され、その時点では、①の申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、元妻は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、申立人は元妻が申立人及び元妻の二人分の国民年金保険料を納付したとしているものの、申立人の元妻についても、①及び②の申立期間ともに未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月29日から同年4月29日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和28年3月29日から同年4月29日までの厚生年金保険期間は無いとのお返事を受けた。私が勤務していた事業所は、名前は変わったが、同一事業所であるのは間違いない。勤務していた期間は寮に住んでいたが、退職すると寮を出なければならず一時退職することは有り得ないので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは同僚の証言から推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A事業所は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 7 日から 41 年 1 月 20 日まで
② 昭和 41 年 4 月 11 日から同年 11 月 8 日まで
③ 昭和 42 年 4 月 10 日から同年 11 月 15 日まで

申立期間は、季節労働者としてA社に採用され、寮に住み込み、仕事をしてきた。給与明細書は無いが給与から社会保険料、雇用保険料を引かれていたため、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①及び②の申立期間については、同僚の証言及び申立人が提出した当時の日記により、③の申立期間については、同僚の証言、雇用保険の記録及び同日記により、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社は、「申立期間に係る（同社の）被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。」と回答している上、同社が加入している健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る同組合への加入は無い。」と回答している。

さらに、申立人が同時期に勤務していたと主張しているA社の同僚に係る社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、大多数の同僚が昭和 43 年以降に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から同年9月1日まで
② 昭和42年1月10日から同年3月26日まで
③ 昭和42年4月17日から43年9月26日まで
④ 昭和44年3月15日から同年9月10日まで
⑤ 昭和44年9月27日から45年3月1日まで
⑥ 昭和45年3月6日から同年8月31日まで
⑦ 昭和46年2月1日から同年5月31日まで
⑧ 昭和48年12月1日から49年8月2日まで
⑨ 昭和49年9月15日から50年2月12日まで
⑩ 昭和50年9月1日から52年4月13日まで
⑪ 昭和53年3月1日から58年6月1日まで

昭和34年6月1日から58年6月1日までの厚生年金保険期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険の期間として認め、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和58年6月1日から、相当期間（約9年）経過した後の64歳時に支給決定されているが、男性は60歳以降でなければ脱退手当金を請求できないこととされていることから不自然では無いとともに、この時点では、申立人は、国民年金に加入しても年金の受給権は発生しないことから、申立人が脱退手当金の請求を行ったものとするのが自然である。

また、申立人に支給された脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者期間の全期間を対象とされている上、脱退手当金の支給額もほぼ一致してい

るなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 6 日から 35 年 3 月 30 日まで
② 昭和 35 年 11 月 22 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 31 日から 39 年 8 月 26 日まで

私は、60 歳到達時の年金裁定請求の際、申立期間について脱退手当金が支給されているとの説明を受け、納得しないまま手続を行った。その後、社会保険庁の年金記録問題が起きたので、当時、納得できなかった脱退手当金の調査を行って、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、社会保険庁の記録上、①、②及び③の申立期間を基礎とされており、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている当該期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、③の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 25 日から 47 年 3 月 31 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 40 年 3 月 25 日から 47 年 3 月 30 日までの期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、同社からは脱退手当金が支給されるとの説明は一切無く、自分で脱退手当金の請求手続を行った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の社会保険事務所の事務処理においては、脱退手当金を受給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされており、申立人が現在所持している同証には、「脱」の表示が確認でき、同様に氏名が変更され新姓が表示されている。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあらず、ほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人が事業所を退職した約 10 か月後に氏名変更の進達記録があることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われた可能性もあると考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 11 月 17 日まで
② 昭和 48 年 2 月 16 日から同年 4 月 16 日まで

A事業所とB事業所の期間は厚生年金保険の期間ではないと思っていたが、年金特別便で記録が判明した。その際、脱退手当金を受給していると言われたが、手続をした記憶は無いので、脱退手当金が支給されたことを証明してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。